平成３０年（フ）第２１２号
大阪府貝塚市小瀬597番地
債務者　山本　幸治
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２１４号
大阪府岸和田市大北町１番32―1206号、前住所大阪府岸和田市中北町４番８号　フレーシュ101号（前々住所）大阪市北区豊崎２丁目８番15―301号
債務者　山田　敬太
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２１５号
大阪府泉佐野市鶴原1050番地の７
債務者　橋本　美鈴
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２１６号
大阪府泉南市信達牧野335番地
債務者　土生　順子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２２１号
大阪府和泉市王子町２丁目７番９号103、前住所大阪府和泉市葛の葉町２丁目３番77号
債務者　濱田千鶴子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２２２号
大阪府泉南市樽井４丁目34番５号、前住所大阪府泉南市岡田１丁目37番地の11
債務者　宗　　勝
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２２４号
大阪府岸和田市下松町２丁目20番19号、前住所大阪府岸和田市田治米町565番地の１　パピヨン565・203号
債務者　田中雄一郎
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２３１号
大阪府岸和田市尾生町1153番地の３
債務者　後藤　嗣人
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２３９号
大阪府泉佐野市葵町２丁目４番１号
債務者　椎野さおり（旧姓松下）
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２４３号
大阪府泉大津市松之浜町１丁目19番２号
債務者　露無　博之
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２５０号
大阪府泉佐野市上之郷2194番地の３―101
債務者　川本　久人
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２５１号
大阪府岸和田市加守町４丁目31番８号　エクセレート春木103号
債務者　大島　俊美
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２５２号
大阪府泉佐野市長滝1907番地の５
債務者　福角ゆかり
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第５７６号
札幌市中央区北７条西23丁目３番１―301号
債務者　渡邊　　仁
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８２０号
札幌市中央区南８条西６丁目７番地11　アンシェリジェ弐番館508号
債務者　上田　任幸
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８７０号
札幌市白石区北郷１条１丁目３番５号
債務者　澤　友紀江（旧姓寺越）
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部